

損保ジャパン日本興亜は、小畑裁判の早期解決へ決断を！！

原告の主張を一顧だにしない不当な地裁判決

2月22日大阪地裁の判決は「原告の請求を棄却する」という多くの
人たちの期待を踏みにじる不当なものでした。
小畑さんは大阪高裁へ控訴し、たたかいを続けています。

大阪地裁の判決は「合理性を欠き社会通念上著しく妥当を欠くものであるとは認められない」として、会社主張を全面的に認めています。これは、損保の損害調査の職場実態・仕事内容の特殊性を十分に認識することなく下されたものです。

小畑さんは、格段に多量の仕事を問題なくこなして同僚や代理店から信頼され、労働組合の役員として同僚の働く権利や人権を守ってきました。判決は、小畑さんが職場で果たしてきた役割について一顧だにしないものでした。

判決は、会社の裁量権を一方的に認め「物言えぬ職場」を是認する不当なものといえます。

控訴し、たたかい続けていま す

控訴理由は、

- ① 大阪地裁が「継続雇用に関する選別基準該当性判断のあり方と立証責任について、継続雇用と一体となった人事考課について会社側への広い裁量権を認めたこと」は誤りである。
- ② 会社側の小畑さんに対する人事考課に関する事実認定・評価の誤り
 1. 小畑さんの仕事ぶりは、会社側も評価が高く、その人物評価が「標準」を下回ることは決してないこと
 2. 小畑さんが長期滞留事案の圧縮に向けて努力をし成果も上げていたことを見落としていること
 3. 決裁権限の有無と下位職指導に関する事実認定・評価が誤っていること などです。

小畑裕久さんは、日産火災で27年、損保ジャパンで11年と合計38年間、自動車損調・火新損調の最前線の現場で一生懸命働いてきました。

60歳の定年をひかえて、再雇用を希望しましたが拒否され、「異議申立て」をして会社と交渉しましたが、会社からは明確な理由も示されないまま時間切れとなり、2013年3月末退職を余儀なくされました。

大阪地裁の不当判決を覆すべく、新たな証拠も提出し、公正な裁判を求めて大阪高裁に控訴しました。私たちは、小畑さんのたたかいとあわせて、損保ジャパン日本興亜の職場をよくするため、営業職場への「企画業務型裁量労働制」の導入など労基法違反の労務管理の是正や、希望退職という名の「退職強要」に代表される従業員の人格・人権・生活を無視した会社政策とのたたかいを引き続き継続していきます。



ご支援をよろしく
お願いします。

損保ジャパン日本興亜

裁量労働制の違法…国会で追及される

3月22日、参議院厚生労働委員会で小池晃議員が、損保ジャパン日本興亜の裁量労働制を取り上げました。

〈小池晃・参議院議員〉

「裁量労働制について聞きますが、現在一般的な営業は入っていないということですね」

〈山越敬一・労働基準局長〉

「個別の営業業務などは対象にならないと考えます」

「企画業務型裁量労働制の対象業務外に従事されている方の場合には通常の労働時間管理のもとで行なう必要があります。労働基準監督署としては、法に反するような事実が確認された場合には、その是正について指導を行なっていきたいと思っております」

〈小池晃・参議院議員〉

「個別企業の問題、答えられないといつも出てくるんですけど、この12月に損保ジャパン日本興亜を『女性が輝く先進企業』として総理大臣表彰を行なってるんですよ。個別企業を表彰していただいてですよ、問題があると指摘すると個別企業のことと答えられないというのはご都合主義だと思います。これ株主総会で問題にされたこともあるんですよ、『この企画業務型の裁量労働の適用がおかしいんじゃないか』って。ちゃんと調査すべきじゃないですか」



営業職に裁量労働
損保ジャパン日本興亜 改悪先取り
参院委

適用している問題が、22日、参議院厚生労働委員会で明らかになりました。小池晃議員は、損保大手の損保ジャパン日本興亜が、法を反して裁量労働制を一般職に適用している問題が、22日、参議院厚生労働委員会で明らかになりました。小池晃議員は、損保大手の損保ジャパン日本興亜が、法を反して裁量労働制を一般職に適用している問題が、22日、参議院厚生労働委員会で明らかになりました。

しんぶん赤旗 2017. 3. 23

代理店「乗合拒否」問題、国会で論議に…金融庁聴取へ



質問する大門実紀史議員
=8日、参院財金委
しんぶん赤旗 2017.6.9

6月18日、参議院財政金融委員会で大門実紀史議員により、大手損保会社が中小代理店の「乗合」を不当に拒否し、営業の自由を侵害している問題が取り上げられました。

中小代理店は、大手損保からの手数料収入を一方向的に減らされ、「乗合」でなければ経営を維持できないのが現状です。

大門氏は損保大手の損保ジャパン日本興亜が、乗合の承認を求めるA代理店に対し、一方向的に契約を解除し、システムも切断した例や、別のB代理店に対しては、B代理店の顧客に「Bとの契約は終了。損保ジャパン日本興亜の直営代理店で扱う」と直接通知し、地域での信頼を失墜させた事例をとりあげて金融庁に調査を要求しました。遠藤俊英監督局長は聴取すると答弁しました。

大門氏は2009年3月の金融庁金融審議会で、日本損保代理業協会の代表が「合理的理由が認められる乗合について速やかに実現できる仕組みに改善する」よう求めたことを示して、「顧客のニーズという点も含め乗合問題全体について研究してほしい」と求め、遠藤局長は「実態把握に努め議論したい」と応じました。